

特定労働者派遣事業に基づくマージン率の公開について

平成 30 年 2 月 8 日

 株式会社フォース

平成 24 年 10 月 1 日より、労働者派遣法改正法が施行されました。
弊社では労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の通り公開致します。

1. 特定労働者派遣の実績およびマージン率

1.	特定派遣労働者数	3 名
2.	特定派遣先事業所数	1 社
3.	特定派遣料金の平均額 (8 時間平均)	36,101 円
4.	特定派遣労働者の賃金の平均額 (8 時間平均)	28,169 円
5.	マージン率※	21.97%

2. マージンに含まれる費用

1.	社会保険料	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などの事業主負担分
2.	健康診断費用	一般検診および生活習慣病予防検診の受診費用
3.	交通費	特定派遣労働者に支払う通勤交通費
4.	事業経費	営業費用 労務管理費、事務所賃借料、各種届出費用など
5.		募集費用 特定派遣労働者の募集に係る費用
6.	営業利益	特定労働者派遣の料金から、特定派遣労働者の賃金、社会保険料、交通費、事業経費を差し引いたもの